



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

福岡県フードバンク協議会設立記念シンポジウム
講演資料（令和元年8月30日）

フードバンクへの食品提供に係る 税制上の取り扱いについて

九州農政局経営・事業支援部
食品企業課

●食品ロス削減に向けた取組

- ✓ 食品リサイクル法の基本方針では、食品廃棄物等の発生抑制が優先と位置づけ。その上で発生してしまったものについて、リサイクル等を推進。
- ✓ 食品ロスの削減に向けた取組の一つとして、**フードバンクの積極的な活用**を位置づけ。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月)

【発生抑制】

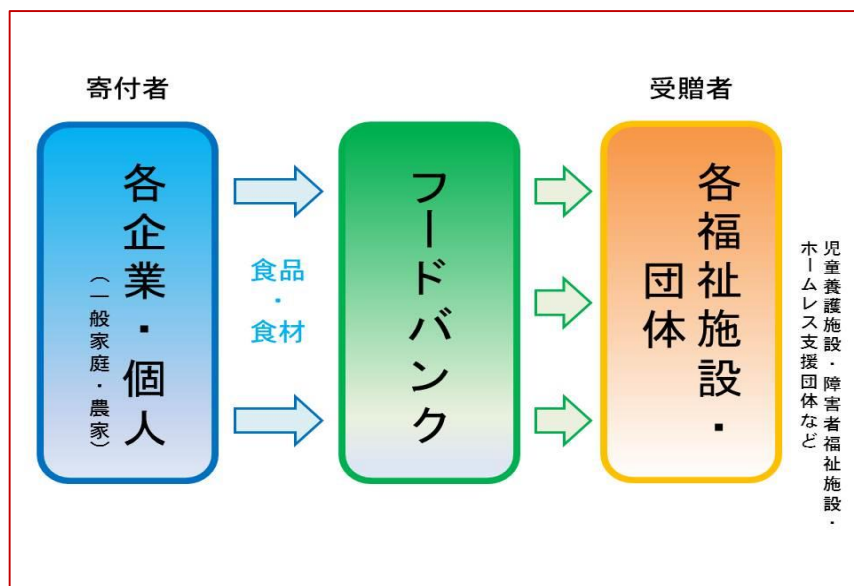
- ・ 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下になるよう努力。
- ・ 国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、取組の効果を数値化。
- ・ 様々な関係者が連携して、**フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動**を展開。

＜具体的な取組（食品関連事業者・消費者・地方公共団体・国が実施）＞

- ✓ 賞味期限の延長と年月表示化
- ✓ 食品廃棄物等の継続的な計量
- ✓ 食べ切り運動の推進
- ✓ 食中毒等の食品事故が発生するリスク等に関する合意を前提とした食べ残した料理を持ち帰るための容器（ドギーバッグ）の導入
- ✓ 納品期限の緩和などフードチェーン全体での商慣習の見直し
- ✓ **フードバンク活動の積極的な活用**
- ✓ 食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、普及啓発等の推進 等

●フードバンク活動とは

- ✓ 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄附を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。
(日本では北海道から沖縄まで約80団体が活動)



よく知っている、ある程度知っている人は全体の4割

フードバンクの認知度調査

n=3,000



■ よく知っている

■ ある程度知っている

■ あまり知らない

■ 知らない

出所：平成30年度消費者の意識に関する調査（消費者庁）

●フードバンクへの寄附に係る供給側の課題

供給側（食品関連事業者）の意見

- ・ 食品廃棄物の不正転売を受け、フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。
（物品管理をしっかりやってもらわないと供給できない。）
- ・ 衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。
- ・ 食品の寄附や配送費等にも税金がかかってしまうのを何とかできれば、「寄附するより廃棄した方が有利」という状況が少しでも改善できるのでは。

フードバンクへの食品提供にかかる供給側の不安の払拭が必要！

2018年12月19日

フードバンクへの食品提供に係る税制上の取り扱いを公表（国税庁）

●フードバンクへの食品提供・寄附にかかる税制上の取扱いについて ①

食品提供に係る税制上の取扱い

- ✓ フードバンクへの食品の提供が、実質的に企業等の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入可能。
- ✓ 広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入可能。
- ✓ 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿価額」を指し、食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含む。

※ 1 企業の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。

※ 2 企業とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。また、提供企業等において提供した食品の用途が確認できること。

※ 3 企業が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要がある。

寄附に係る税制上の取扱い

- ✓ 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額までが損金に算入可能。
- ✓ 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置あり。
- ✓ 金銭以外の資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額（時価）によります。

フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱いについて（農林水産省ホームページ）
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



●フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱いについて ②

全額損金算入が認められるための2つのポイント

1. フードバンクへ寄附した食品が、「食品ロス削減のためである」ということ。社内ルールに従って廃棄予定の食品をフードバンクに提供するもの。
2. 社外から見て、提供した食品が目的以外に使われないことが担保されること。
社内ルール等により廃棄する相当の食品で、企業等とフードバンク間の合意書内できちんとルール化されていること。

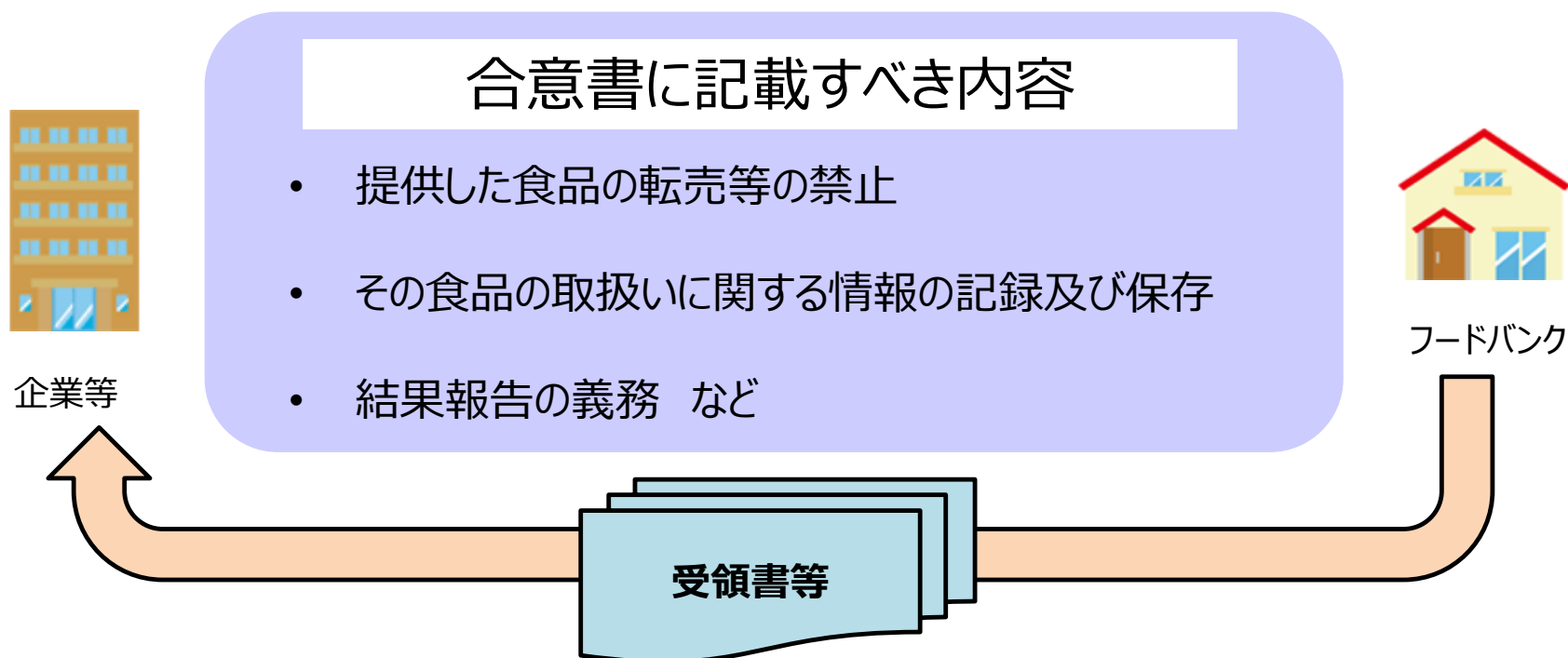


フードバンクとの間で合意書により上記の取り決めを行うことが必要！

●フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取り扱いについて ③

- ✓ 税制上の取り扱いを受けるためには、受取団体との間で以下のような項目について、**合意書を交わし**、提供した食品が目的外に使用されないことを担保する必要がある。

※契約内容の詳細はフードバンクにより異なる場合があります



また、企業は、提供した食品の内容や提供量がわかる受領書等をフードバンクから受領する必要がある。

● 法人が支払った寄附金の場合：損金算入限度額の計算 ①（普通法人の場合の例示）

① フードバンクに対する寄附金の損金算入限度額

- ・ 会社などの法人がフードバンクに対して寄附金を支出した場合の損金算入限度額は、その支出した法人の資本金等の額、所得の金額に応じて以下により計算した金額となります。

$$\text{損金算入限度額} = [\text{資本金等の額} (\times 1) \times 0.25\% + \text{所得の金額} (\times 2) \times 2.5\%] \div 4$$

※ 1 事業年度が1年未満の法人は、資本金等の額を月数割（当期の月数÷12）して計算します。

※ 2 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

※ 3 金銭以外の資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額（時価）によります、

② 特定のフードバンクに対する寄附金の損金算入限度額

- ・ 認定NPO法人等又は特定公益増進法人（※ 1）に該当する特定のフードバンクに対して支出した寄附金の損金算入限度額については、①の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、次のいずれか少ない金額となります。

(1) 認定NPO法人等及び特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

$$(2) \text{ 特別損金算入限度額} = [\text{資本金等の額} (\times 2) \times 0.375\% + \text{所得の金額} (\times 3) \times 6.25\%] \div 2$$

※ 1 特定公益増進法人とは、例えば、社会福祉法人や公益社団・公益財団法人など、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人として法人税第37条第4項に規定する一定の法人をいいます。

※ 2 事業年度が1年未満の法人は、資本金等の額を月数割（当期の月数÷12）して計算します。

※ 3 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

※ 4 特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、①の寄附金の額に含まれます。

※ 5 金銭以外の資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額（時価）によります。

● 法人が支払った寄附金の場合：損金算入限度額の計算 ②（普通法人の場合の例示）

設例

資本金等の額2,000万円、所得の金額（寄附金支出前）1,400万円、1年決算法人が、特定のフードバンクに対する寄附金50万円を支出

① 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

○特別損金算入限度額の計算

$$〔2,000万円 \times 12/12 \times 0.375\% + 1,400万円 \times 6.25\%〕 / 2 = 47.5万円$$

○特定公益法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

特定公益増進法人に対する寄附金	50万円	… (a)	} いずれか 少ない金額
特別損金算入限度額	47.5万円	… (b)	

特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額 47.5万円 … (c)

50万円－47.5万円(c)=2.5万円 … (d)（特別損金算入限度額を超える額）

② 一般の寄附金の損金算入限度額

○一般の寄附金の損金算入限度額の計算

$$〔2,000万円 \times 12/12 \times 0.25\% + 1,400万円 \times 2.5\%〕 / 4 = 10万円$$

損金算入限度額 10万円

$$2.5万円 \times (d) \leq 10万円$$

※ 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額を超える額(d)は、一般の寄附金の額に含めます。

③ 損金算入額

設例の場合、50万円（(c)+(d)）全額が損金に算入されることになります。

●フードバンクへの食品提供に係る税制上の取り扱い（Q&A）

Q 1 当社は、フードバンク活動を行う団体（以下、「フードバンク」という。）に対して、食品を提供することを検討している。

当社が提供する食品は、製造後一定期間が経過し、食品衛生上の問題はないものの、当社の商品管理のルール上、商品として通常の販売が困難となったものを提供する予定であり、これらの食品は、これまで業者に回収を依頼して廃棄処理していたものだが、フードバンクが無償で回収することとなれば、当社として倉庫代や引取費用が削減できるメリットがあり、また、食品ロスの削減につながるといった効果も期待できる。

このようなフードバンクへの食品の提供に関する費用は、その提供時の損金の額に算入して差し支えないか。

なお、当社とフードバンクとの間で、提供食品の品質確保・管理に関する事項や転売禁止に関する事項などのルールを定めた合意書を取り交わす予定。

A 1 フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

（理由）一般的に、法人が資産（食品）を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、貴社の場合、次の事実関係が認められますので、お尋ねの費用については、寄附金以外の費用として取り扱うことができます。

1 本件の食品の提供は、社内ルール等に従って廃棄予定の食品をフードバンクが回収するものであり、貴社にとって、実質的に商品の廃棄処理の一環で行われる取引であること。

2 貴社とフードバンクとの合意書において、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告などのルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

また、貴社において提供した食品の用途が確認できること。

なお、上記のような商品廃棄のケース以外でも、例えば、貴社の広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入することができます。（関係法令通達 法人税法 第22条第3項、第37条）